

第37回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年6月26日（水） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第58号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第317号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第318号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第319号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第320号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第321号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第322号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第323号 | 農用地利用集積計画の取消（案）について |
| 日程第11 | 議第324号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第12 | 議第325号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、小坂治重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

白畑功詞、

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子
森林・環境政策部長：小林一正、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、
書記：三野島孝、小洞雅喜
飛騨農林事務所農業普及課：稲川晴美、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理

ただいまより第37回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、白畑委員より欠席報告を受けています。
本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会長より挨拶をいただきます。

会長

皆さんご苦労様です。
本日の総会、このメンバーで最後の総会となりました。
最初に、前回の総会において白畑委員より質問意見がありました後日予定しています推進委員の昼間の会議と、引き続く夕方からの研修会への出席に対する判断についてですが、畜産農家ということもあり日中の飼育を優先され、夕方からの研修会へ出席願いたいと思います。皆さんの周りにも同じような立場の委員がみえましたら同様の日程で調整参加されるようお話を願います。
さて、この3年間の皆さんとの活動ですが、コロナで始まり現在も終息の兆しが見えずコロナで終わる状況です。皆さんそれぞれの地区では十分な話し合いや活動も思うほどに出来なかったのではないかと思います。ただ、このメンバーでは今年になって話し合いも増え、互いに打ち解けた感じがしています。
話は変わり個人的な話ですが、私トウモロコシを少し栽培しており、一週間前に実が出始めた頃、先に傷があるのでキジやカラスの

鳥やカモシカ等によるものと感じていました。その後、ラジオ等で放送していますがヒトデを乾燥し粉末にしたものを農協の紹介もあり畑に撒いたところ、キジ等の鳥は今のところ来なくなりました。今後も効果があるのかは改めて皆さんにお知らせします。ただ高価なので求めにくいですが、3か月程度は持続するといわれていますのでこれからは果樹にも撒いてみたいと思っています。

最後に、農業委員このメンバーで総会を開催するのも今日が最後となります。そして、予定しています総会後の慰労会への全員の出席をお願いします。

総会議案のスムーズな審議をお願いしまして挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 9番 平井委員と10番 清水委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第58号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森
農地主事

今回は59法人のうち6法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態
②事業要件
③構成員・議決権要件
④役員要件
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
6件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4議第317号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明を願います。

三 野 島
書 記

今回は、14件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、14件 田畑 26筆 12,842.76㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第318号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島 今回は、5件の上程です。

書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、5件 田畑 8筆 1,608.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第319号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島 今回は、14件の上程です。

書	記	<p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも問題ないことを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)</p> <p>以上、14件 田畑 24筆 6,890.81㎡についてご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第7 議第320号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
三 書	野 島 記	<p>今回は、2件の上程です。</p> <p>(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)</p> <p>以上2件について、ご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。</p>

議 長 続きます、日程第8 議第321号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

三 野 島 今回は、3件の上程です。
書 記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

議 長 続きます、日程第9 議第322号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小 洞 本日は5件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進
書 記 法第18条第3項による要件に該当しております。
(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 畑 1 1 筆 13,973.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きますして、日程第10 議第323号 農用地利用集積計画の取消し(案)について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小 洞 本日は1件についての上程です。

書 記 令和3年11月開催の農業委員会で決定し、市の告示を行った農用地利用集積計画による所有権移転の案件ですが、その後、所有権移転が行われることなく、売り手の意向により所有権移転の取消の申出があったため、今回田1筆 1,858.00㎡について、農用地利用集積計画に基づく所有権移転の取消公告を決定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の取消しについては、承認といたします。

続きますして、日程第11 議第324号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小 洞 本日は3件についての上程です。

書 記 農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき 田畑 現況農地の土地等 6筆 5,511.00㎡について、新規使用及び賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第12 議第325号 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 今回は6件についての上程です。
書 記 (受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期
間を説明)

以上、6件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）について、承認とします。

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第37回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

平井 浩成 委員

清水 直喜 委員
